

岡山県入札・契約適正化委員会設置要綱

(目的)

第1条 岡山県（以下「県」という。）が発注する工事に関し、入札及び契約手続の透明性を確保し、公正な競争を促進するため、岡山県入札・契約適正化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 県が発注した工事に関し、入札及び契約手続の運用状況等についての報告を受け、報告を受けること。
- (2) 県が発注した工事の中から委員会が抽出した工事に関し、入札参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等についての審議を行うこと。
- (3) 県が発注した工事における入札及び契約手続に係る再苦情処理についての審議を行うこと。
- (4) 公正な競争を促進するための入札及び契約制度の改善等についての審議を行うこと。

(組織及び委員の任期)

第3条 委員は、公正中立な立場で客観的に入札及び契約手続についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員会は、委員5人で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ、開催することができない。
- 3 第2条第1号、第2号及び第4号の事務に係る会議は、おおむね6箇月に1回開催する。ただし、委員長が必要と認める場合は、臨時に開催することができる。
- 4 第2条第3号の事務に係る会議（第9条において「再苦情処理会議」という。）は、必要に応じ開催する。ただし、委員長が必要と認める場合は、持ち回りにより委員会の審議に代えることができる。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 会議は非公開とする。

(抽出の委任)

第6条 委員会は、第2条第2号の規定による工事の抽出に関する事務を、あらかじめ指名した委員に行わせることができる。

(抽出方法)

第7条 第2条第2号の規定による工事の抽出は、入札方式別発注工事一覧表の中から、入札方式別に、無作為に行う。

(意見の具申又は勧告)

第8条 委員会は、第2条第1号、第2号及び第4号の事務に関し、改善すべき事項等があると認めるときは、知事に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、その内容を公表するものとする。

(再苦情処理)

第9条 委員会は、第2条第3号の再苦情の申立てがあったときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を知事に報告するとともに、公表するものとする。

3 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日からおおむね50日以内に行うものとする。

(委員の除斥)

第10条 委員は、第2条第2号及び第3号のうち、自己又は3親等以内の親族の利害に関係あるものに関する審議には、加わることができない。

(守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員会の庶務)

第12条 委員会の庶務は、土木部技術管理課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。